

子どもの人権

# SOS ミニレター



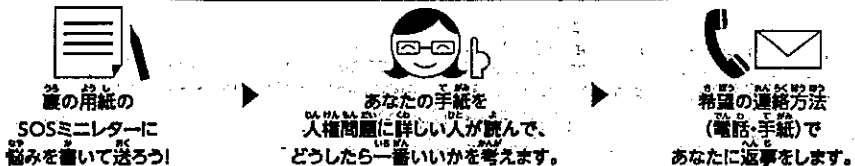
悩んでいるあなたへ。  
私たちが必ず力になります。



悩んでいることってありますか？  
学校のことや友達のこと、おうちのことなど、  
何でもかまいません。お気軽にご相談ください。  
相談内容は、人権擁護委員(広く社会の英情に達し、人権擁護について深い理解があるとして法務大臣が委嘱した民間の人)や法務局職員が扱います。

相談内容の秘密は守ります。

SOSミニレターの利用のながれ



例えばこんなときに利用してください

- 友だちからいじめを受けている
- 携帯サイトやインターネットで悪口を書き込まれた
- 暴力を受けて悩んでいる
- 学校や家、その他のことで悩みがある

## 「子どもの人権SOSミニレター」について

この裏面に相談したいことを書いて送ってください。切手は不要です(平成26年6月30日まで)。あなたが悩んだり困っていることなどについて書かれた手紙を、人権問題に詳しい人が読んで、手紙や電話でお返事をします。相談内容や個人情報などの秘密は守りますので、安心して相談してください。

※相談には、人権擁護委員(広く社会の英情に達し、人権擁護について深い理解があるとして法務大臣が委嘱した民間の人)や法務局職員が扱います。



人権とは一人ひとりが人間らしく生きるための権利です。人は生まれたときから、誰もがこの権利を持っています。富貴や暴力で奪つられたり、無視されるのは、大切な人権が守られていないということです。私たち法務省の人権擁護委員は、みなさんの人権を守る仕事をしています。

利用した人の声

僕たち・私たちはSOSミニレターを書きました!

「学校のこと悩んでいたけれど、SOSミニレターを書いて、もやもやしていた気持ちがすっきりしました。」(1年生・男子)

「家のことで悩んでいましたが、アドバイスをもらって、問題がいい方向に向かっていきます。本当にありがとうございました。」(2年生・女子)

みなさんも  
SOSミニレターで  
悩みから抜け出す  
第一歩を!

SOSミニレターの他に、「電話」や「メール」で相談することもできます。



電話で相談 電話料金はかかりません。携帯電話・PHSからもかけられます。

子どもの人権110番 **0120-007-110**

相談時間:月曜日～金曜日 朝8:30～夕方5:15 ※土曜日、日曜日、祝日、平日の長時間は留守番電話です。



メールで相談 法務省のホームページでも相談を受け付けています。

子どもの人権SOS-メール

インターネット人権相談 **検索** 24時間受付

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

右のバーコードを携帯電話で読み込めば、ホームページにつながります。



<http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

東京法務局・東京都人権擁護委員連合会

「困ったときに相談できる連絡先カードです。切り取って、いつも携帯してください。」



困ったことをなんでも相談してください。

通話無料 **子どもの人権110番**

**0120-007-110**

相談時間:月曜日～金曜日 朝8:30～夕方5:15

※携帯電話・PHSからもかけられます。  
※あなたの近くの法務局につながります。  
※土曜日、日曜日、祝日、平日の長時間は留守番電話です。

QRコードを利用される方に配布する際は、QRコードの位置がわかるように、右下の点線画を切り取ってください。



